

競争参加者の資格に関する公示

平成23年度 23号豊橋B P豊川橋鋼上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年 5月13日

中部地方整備局長 富田 英治

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 23

- 1 工事名 平成23年度 23号豊橋B P豊川橋鋼上部工事（電子入札対象案件）
- 2 工事場所 愛知県豊橋市吉前町～前芝町
- 3 工事概要 工事延長 L=920m 総鋼重 W=約3,600 t
4 径間連続鋼床版箱桁橋 鋼重 W=約1,760 t
橋長 L=331.3m (59.1+91.0+2@90.6m)
4 径間連続鋼床版箱桁橋 鋼重 W=約1,840 t
橋長 L=345.0m (91.0+2@90.6+72.8m)
工 期 平成25年 3月25日まで
- 4 申請の時期 平成23年 5月16日から平成23年 6月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
なお、平成23年 6月13日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
- 5 申請の方法
 - (1) 申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成23年 5月13日から平成23年 8月 1日まで国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した申請書をダウンロードすることにより特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
 - (2) 申請書の提出方法
申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参を認めるが郵送又は電送は受け付けない。
なお、持参による場合は、〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館 中部地方整備局総務部契約課調査係 電話052-953-8138（内線2521）まで提出すること。
 - ① 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（6(5)の条件を満たすものに限る。）の写し
 - ② 6(2)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年 5月13日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式2と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
 - ③ 全ての構成員の経営事項審査結果通知書の写し（平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請時と同一の審査基準日のものに限る。）
 - (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
- 6 特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月1日付け国土交通省官房地方課長、国土交通省官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年10月1日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については平成22年10月1日付け公示6（建設工事）の(1)に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び(2)に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
 - (1) 特定建設工事共同企業体の構成
特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2社の組合せとする。
 - ① 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- ② 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 構成員の技術的要件等
特定建設工事共同企業体の構成員は、平成23年6月10日において次の要件を満たすものとする。
 - ① 平成8年度以降に元請けとして、次の（ア）から（エ）までに掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作・架設した実績を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が、平成8年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。）なお、（ア）から（エ）までは、同一橋梁であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない）。）
 - （ア）道路橋（TL-20以上のものとする。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。
 - （イ）橋梁形式が鉸桁橋及び単純箱桁橋以外の鋼橋の工事。ただし、鋼床版箱桁橋は対象とする。
 - （ウ）最大支間長が65m以上の工事。
 - （エ）架設工法が送り出し工法の工事。

なお、当該実績が国土交通省及び県等が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

 - ② 建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
 - ③ 建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
- (3) 出資比率要件
特定建設工事共同企業体のすべての構成員が30%以上の出資であるものとする。
- (4) 代表者要件
特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であつて、その出資比率が構成員中最大であるものとする。
- (5) 特定建設工事共同企業体の協定
特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月1日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月1日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。
- 7 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
6(1)①の認定（6(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も4及び5により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6(1)①の認定を受けていない構成員が6(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、6(1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに6(1)①の認定又は6(1)①の一般競争参加資格がないとの認定（6(1)①の中部地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。
- 8 資格審査結果の通知
「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
- 9 資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。
- 10 その他
 - (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「23号豊橋BP豊川橋鋼上部工事〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とする。
 - (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。